

特集

平成30年6月開催の通常総代会から 理事の構成・選任方法が一部変わります

② 実践的能力者とは…

『当JAの「実践的能力者」に係る選出基準』に詳しく設定していますが、要約すると

ア. JAまたは中央会・連合会の役員・管理職としての経験を有する者

イ. 当JAが行っている事業と同等の事業を行っている他法人等の役員・管理職としての経験を有する者で、JAが行っている事業に関してその能力を活かすことができると考えられる者

ウ. 法人を経営した経験や、一定の地位でマネジメント（総務や管理・企画等）に携わった経験があり、または法人経営にかかる国家資格（公認会計士、税理士、中小企業診断士等）を有するなど、JA経営を行うにあたりその能力を活かすことができると考えられる者

～理事定数の過半数を認定農業者・実践的能力者に～

改正農協法が平成28年4月1日より施行され、新たな理事構成要件が規定されました。今後は、理事定数の過半数を認定農業者・実践的能力者から選任する必要があります。

当JAでは、農業所得向上に向けて、担い手等の意向を踏まえた積極かつ戦略的な事業を展開するため、平成30年の役員改選期から新たな理事構成要件を満たす必要があることから、『当JAの「実践的能力者」に係る選出基準』を設定し、新たな理事構成要件である実践的能力者等の定義を規定するとともに、各地域の理事のうち過半数以上を認定農業者・実践的能力者が選任されるよう「うち認定農業者または実践的能力者」枠を設定し、推薦会議において推薦を決定していただくこととなります。



新たな理事構成への
対応について

定款で定める理事定数及び定款附属書役員選任規定で定める地域、推薦委員の人数は変更しないこととし、改正農協法における理事構成要件を満たす理事定数を役員選任地域ごとに配分する方式とします。（次頁別表）
なお、監事の選任方法については、従来と変更ありません。

求められる新たな
理事構成要件について

改正農協法では理事定数の過半数について、

- (1) 認定農業者（法人にあつてはその役員）
- (2) 農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者（以下「実践的能力者」という）

と定められています。

① 認定農業者とは…

都道府県知事から農業基盤強化促進基本構想の同意を得た市町村において農業経営を営み、又は営もうとする者で、市町村から農林水産省令で定める農業経営改善計画の認定を受けた者



また、認定農業者・実践的能力者しか理事になることができないと誤解をされる方がいると思いますが、各地域で理事定数の過半数が認定農業者・実践的能力者であればいいので、認定農業者・実践的能力者でなくとも推薦ができます。

学識経験理事については、当JAの定款において、「この組合の実務につき相当の経験を有する者」と規定されている点を踏まえ、基本的には、実践的能力者に該当するものとなります。